経済建設常任委員会会議録

平成23年 9月26日(月) (開 会) 10:01 (閉 会) 11:25

案 件

- 1. 議案第66号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 2 . 議案第68号 飯塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正 する条例
- 3. 議案第73号 土地の処分(平恒地区工場適地)
- 4. 議案第74号 土地の処分(飯塚リサーチパーク)
- 5. 議案第79号 市道路線の廃止
- 6. 議案第80号 市道路線の認定
- 7. 議案第81号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算 (第2号))
- 8. 認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定
- 9. 認定第16号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
- 10. 認定第17号 平成22年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

報 告

1. 工事請負変更契約について (農業土木課)

2. 工事請負契約について (上下水道部 総務課)

3. 工事請負変更契約について (上水道課)

4. 工事請負変更契約について (下水道課)

5. 市道上の物損事故発生について (穂波支所 経済建設課)

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第66号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

「議案第66号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」につきまして、 ご説明申し上げます。

別冊になっております平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算書(第3号)の1ページをお願いします。今回の補正は、施設の老朽化に伴い、整備費として「川島菰田汚水幹線管渠改良工事」を計上するものであります。

資本的収入として、企業債2150万円、国庫補助金1850万円、計4000万円を増額いたしまして、予算の総額を14億9632万3千円とするものであります。

資本的支出につきましては、建設改良費4000万円を増額いたしまして、予算の総額を 21億3545万4千円とするものであります。

4ページに補正予算明細書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第66号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第68号 飯塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

都市計画課長

「議案第68号 飯塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の一部を改正する 条例につきまして、補足説明いたします。

議案書の4ページをお願いします。本議案につきましては、近年の通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度とするため、60年ぶりに放送法等の内容が整理・合理化されたもので、関係法を総括した「放送法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、本市条例においても引用法令等の字句の改正が必要となりましたので、本条例の改正議案を提出するものでございます。

では、本条例案の改正点につきまして説明いたします。改正条文につきましては、議案書の次に新旧対照表を添付しておりますのでそちらをご覧ください。まず、第2条第2項第13号 ウにつきまして具体的に説明しますと、法改正の整理・合理化の観点から、第1種電気通信事業という区分自体が無くなったため、認定電気通信事業に改め、また旧条文中の「有線放送電話業務」、「有線ラジオ放送の業務の運用の規制に関する法律」が廃止されたため、「有線一般放送」に改めたものです。

このように、法の廃止等に伴い新たに定義づけられた引用にあわせ、関係規定を整備するものであり、条例の内容を改正するものではありません。

以下の条文につきましても、同様の主旨で改めております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第68号 飯塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第73号 土地の処分(平恒地区工場適地)」を議題といたします。執行部の 補足説明を求めます。

企業誘致推進室主幹

「議案第73号 土地の処分(平恒工場適地)」について補足説明をいたします。

議案書の38ページをお願いいたします。社団法人福岡県トラック協会は、県内4カ所に輸送センターを設置し、各地域の施設において情報収集と提供・事故防止対策・環境対策・人材育成・経営改善等の事業を行い、会員企業のスキルアップ・事業の拡大・活性化に取り組んでおります。と同時に、道路運送法に基づき発せられる輸送命令への対応及び災害対策基本法並

びに国民保護法に基づく指定公共機関として、県地域防災計画等に定める緊急輸送の要請に迅速・的確に対応するため、その実施要綱を改訂したところですが、既存施設では狭いこと、緊急物資の保管・荷さばきができる施設でないことから、新たに土地を取得し、現事業とあわせて、緊急・救援輸送業務の機能を併せ持つ施設としたいため、平恒地区工場適地第3区画の用地を取得したい旨の申し出がありました。

今回の申し出は、現事業に加え緊急時の対応をあわせ持つ計画であり、担当課といたしましては、飯塚地域の道路貨物運送業のスキルアップ、地場企業の振興及び本市の安心安全なまちづくりにつながるという観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、平恒地区工場適地第3区画を社団法人福岡県トラック協会に随意契約により売却したいと考えております。

分譲面積は11,861.49平米、分譲単価は平米6,800円、売買価格は8065万8132円でございます。

社団法人福岡県トラック協会は本部が福岡市博多区博多駅東1の18の8、創立は昭和23年、現在会員企業数は2,127社、会長は原 重則氏であります。

ちなみに、筑後地区におきましては本年5月10日、既に同センターをオープンしております。

なお、建設にあたりましては出来うる限り地元事業者を活用いただきますよう、お願いいた しております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

おはようございます。議案第73号について、何点かお尋ねいたします。

まずは、特例の社団法人ですね、福岡県トラック協会。監督官庁が国交省の支部局らしいんですが、土地の売却に当たってまでの経緯を教えてください。

企業誘致推進室主幹

最初は一昨年でございます平成21年10月23日、当時の福岡県トラック協会筑豊支部長が現地視察にお見えになっております。明けまして昨年22年2月1日でございますが、市から同支部長に対しまして緊急物資輸送センターの概要を聞き取っております。その後、協会の内部でいろいろとご検討なさったようでございますが、年末でございますが12月24日、口頭で用地取得の要望があってございます。明けまして今年になりまして2月18日、企業誘致推進会議でトラック協会の分譲の方向性を決定いたしております。3月31日、トラック協会から正式に土地譲渡申込書の提出があっております。5月18日、企業誘致推進会議で譲渡を決定いたしまして、8月9日、不動産売買仮契約書の締結をいたしまして、今議会への上程といった経緯でございます。

小幡委員

この間ですね、他社もしくは他の方からの応募等はございましたか。

企業誘致推進室主幹

この第3区画に限ってでございますが、企業から要望する旨の申立てがあったことはございますが、最終的には締結に至らなかったという経緯がございまして、この今回のトラック協会への分譲というものを決定したというところでございます。

小幡委員

ということは、入札うんぬんではなく特例ということですね。そもそもこの土地は、旧ダイヤ機械跡地の土地を飯塚市が譲渡していただいたという経緯がありましたけども、そのダイヤ機械からの譲渡経緯、もしくはそのときの条件等、売却に当たって市が購入してですね、市の土地になって売却に当たっての条件を何かかぶせてるんですかね、この地域については。

企業誘致推進室主幹

売却に当たっての条件付けといったものは、基本的にはございません。通常そういった形で ございますが、企業誘致に資する用地といたしましては本市の有効な、有益な対象であれば、 積極的に売却をしていくという考え方に基づいての事業でございます。

小幡委員

40ページの区画も1、2、3、4という区画4つに分けておりますけども、当初1区画の松岡運送さんに売却するに当たって、あいまいですけどね、工場適地、近隣に工場地帯が多くてもともと旧ダイヤ機械もそういった関連の仕事をされていたので、工業適地で雇用を創出できなおかつ税収アップを図るためというような説明を受けて、一般的な住宅地とかね、商業地的には適さないということで、誘致を行うということでホームページ等にも書いてありますよね。今回このトラック協会、工業適地は適さない業種ですけども、その点は問題ないんですか。どのような見解でしょうか。

企業誘致推進室主幹

トラック協会はこの施設を通常は会員企業の研修等に使用するものでございますが、災害時の緊急物資輸送拠点、災害に備えた緊急物資の保管施設、あるいは近隣住民の緊急避難施設としての機能を有するという計画でございますので、担当課といたしましては飯塚地域の道路貨物運送業のスキルアップ、あるいは地場企業の振興と、あわせまして本市の安心安全なまちづくりにつながるという観点から同協会に売却をしたいというふうに考えているところでございます。

小幡委員

基本的にはわかるんですよ。工業適地ではないでしょう、基本的にね。だから、一般財産と して今後考えておられるのかどうかなんですけど。

企業誘致推進室主幹

現在のところ、この協会に売却をいたしますと残りが24,369.81平米となるわけでございますが、水路の維持管理用地の確保と、幾つかクリアしなければならない問題がございまして、今後は関係各課と協議を行ったあと売却をしていく計画というふうに考えております。

小幡委員

わかりました。ということは基本的に、言い方は悪いけど、場当たり的な、相手の案件に応じては検討するというようなことで、工業適地として、必ずしも雇用を創出しなければいけない相手先を選ぶということに限定するわけではないということですか。

企業誘致推進室主幹

工業用地の売却につきましては、基本的には少しでも多くの雇用を生みだして定住人口の増加につなげたいというのが、本来の目的であるというふうなご理解は委員ご指摘のとおりであるということに間違いないわけでございますけれども、今回のこの案件につきましては、先ほどから言いますように緊急物資輸送の観点からぜひ飯塚市内にロケーションをしたいということで今議会に上程をさせていただいているという状況でございます。

小幡委員

主幹が言われるのはわかるんですね。トラック協会の売却に対して反対しているわけじゃないんです。残りの残地等も今から売却するに当たって、だんだんだんだん条件がコロコロ変わるんで、その辺をしっかりと管理監督していただきたいという意味から質問しております。

続きまして、では、もともとダイヤ機械からの無償譲渡ですよね。ということは、飯塚市としては特別分譲したわけでもないんで、この土地に係る原価はあまりかかってないというふうに考えるんですけれども、今回の平米当たりが6,800円、坪単価で22,000円強ですね。この価格というのは近隣の地代、売却価格からしてもどのような基準でこの価格を算出されたのか教えてください。

企業誘致推進室主幹

土地の価格につきましては、周囲の状況等々を勘案いたしまして、企業誘致推進本部で決定 したものでございますが、路線価等を見ましても近隣とさほど差異はないというふうに考えて いるところでございます。

小幡委員

そこのところは、私と見解が違うんですけどね。路線価格的には私、近隣の方に聞いたらだいたい4、5万円、坪単価でね。2万円台だから、まあ半分ぐらいの、まあ面積は広いですからね、その点は割引的な価格はあると思うんですけれども。本市としてはこの売却価格の近隣と比べて余り遜色がないと、変わらないということでしょうけれども、査定については何か専門化、もしくはそういった価格の調査というのはなされましたか。

企業誘致推進室主幹

価格につきましては、基本となりますのは鑑定評価でございます。

小幡委員

ちょっと、これは余談ですけれども、ちなみに残りの残地2番と4番の区画、これはまだ残地として残りますよね。この価格が今わかりましたら教えていただけませんか。

企業誘致推進室主幹

2番につきましては、先ほど言いました鑑定に基づいた金額といたしましては、平地で平米 6,100円というふうに考えておりますが、2番は非常に法面の多い形状でございまして、 具体的な案件が進みましたならば、精査してまいりたいというふうに考えております。また、4番につきましては、元の事務所が建っている状況でございまして、これも具体的に案件が近づきましたならば精査してまいりたいというふうに考えているところでございます。

小幡委員

じゃあ2工区は6,100円、平米当たり。4工区はまだ金額的は決まっていないということでいいですかね。ということで、3工区、平米6,800円ですけれども、なにせ11,000平米以上ありますんで、トラック協会としては他に福岡・北九州・筑後に施設があるらしいんですけれども、これだけの面積が必要でしょうか。もしくは、必要なければ分筆も可能だったと思うんですけれども、その点の考え方を教えてください。

企業誘致推進室主幹

先ほど若干触れさせていただきましたが、筑後地区の緊急物資輸送センターは5月10日に既にオープンしてございます。筑後市の八女インターの近くでございますが、こちらが本市のこの11,000平米よりも少し小さいというふうに聞いております。先ほど言いましたように、緊急物資の輸送の拠点となる施設でございまして、トラックが集合して、そこでもともと保管しておりました緊急物資を積み込んで出発していくというふうな拠点となります。そういった施設でございますので、協会側といたしましてはこの規模の用地が必要であるというふうに理解をしているところでございます。

小幡委員

わかりました。必要であるということですね。

あと2、3点お尋ねします。先ほど言いました1区画というか、 、これは先だって松岡運送さんに売却いたしました。その際、監査請求が出てきましたよね。価格の決定に応じて、既存建物の解体費用を差し引いて売却と。ただし条件的には既存の建物を必ずしも解体する必要がなかったもので、現状その建物は使いながら利用されておりますね。一般市民の感情からすれば、わざわざ解体費用の分を差し引いて売却をしたのに、解体していないじゃないかと。要は土地だけをむやみに安い価格で販売したんじゃないかと、売却したんじゃないかというのが基本的に残っているんですね。監査請求では否決されて問題なかったということにはなっておりますが、今後この社団法人福岡県トラック協会、外郭団体でしょうけど、基本的には。ここ

に売却しますけれども、売却に当たっての諸条件、面積と土地はいいんですけれども、通常5年以内は転売したらいけないとか、もしくは第三者に譲ってはいけないとかいう条件は、まあ本市の財産ですから、こういったのは付加しているのかどうか、そういった条件等はございますか。

企業誘致推進室主幹

条件といたしましては、建物の建設義務が所有権移転の日から3年以内というふうに区切っております。また、10年間は土地譲渡申込書の用途に供するもの以外には使用してはならないという条件を付しておるところでございます。

小幡委員

そういうことですね。転売については、条件はつけてないんですか。

企業誘致推進室主幹

転売につきましても10年間は禁止ということにしております。

小幡委員

わかりました。そういった条件がついているってことですね。この福岡県トラック協会の嘉飯山支部かな、というところに嘉飯山、協会はちょっとずれていて、ホームページはまだ嘉飯山になっているんですけれども他の協会はほとんど嘉飯支部という形に名前が変わっておりますが、トラック協会、まだ嘉飯山支部ということで山田がなくなったんですけれども、そこはまあいいんですが、会員数がこの嘉飯山支部の中で103社ほどあります。特に皆さんご存じの運送関係の会社が名を連ねております。協会のメンバーに聞きますとほとんど運送業者の方はここに加入しているということです。そういった意味で103社の嘉飯山の従業員数からすれば莫大な相当の雇用がありますので、主管する協会ですから異論はないんですけども、通常、先ほど申しましたダイヤ機械から無償譲渡していただいたと。原価がかかってないということでは、この売買にすることによって8千万円強の税収が飯塚市には入ってきますよね。ただでもらって8千万円入ってきますので、非常にいいことなんですが、今後、もともと市有地の財産を売却するに当たって、先ほど雇用は余り見込めないということですが、将来3年以内に建物が建ち、土地、建物、建物は建ってませんから、ちょっと難しいでしょうけれども、この土地約11,000平米の近隣との比較をした固定資産税収入がだいたいどれぐらい飯塚市は見込めますでしょうか。

企業誘致推進室主幹

委員ご指摘のとおり建物に関しましては、まだはっきりとわかりませんので何とも申し上げようがございませんが、土地に関しましては公表されております路線価から推測いたしますと、 年間約60万円ほどの税額になるのではないかというふうに考えているところでございます。

小幡委員

それはまだ概算で構いません。約60万円の税収が固定資産税として入ってくるということですね。売却が一時期8千万円入って60万円と、固定資産税がですね。これは一般財源として扱えるんでしょうか。

企業誘致推進室主幹

この売却収入の約8千万円は今回一般会計の補正予算に計上させていただいているところで ございますので、一般的な収入になるというふうに考えております。

小幡委員

ではちょっと先なんですが、売却しますよね、で福岡県トラック協会が土地を取得しますよね。通常、取得の翌年かな、取得税というのが入ってくるじゃないですか、取得税が発生しますよね。協会さんのほうに。その取得税は本市には取得税の何%ぐらいが収入源として繰り入れられるかわかります。

企業誘致推進室主幹

不動産取得税につきましては、県税で取得した年度のみにかかるというふうに記憶しておりまして、ということでございます。

小幡委員

ということは、取得税は本市には影響がないということですね。

最後になりますが、先ほど説明の中に仮に3年以内に建物を建てると、もしくは造成工事等もあるでしょうけども、できる限り地元事業者を活用していただきたいという要望を出しているみたいなんですけども、強制ではないでしょうけども、そういった文章的には地元業者を使ってくださいよというものの、協会としては先ほど申しましたとおり、嘉飯山支部に103社ほどの地場企業の方が加入されておりますが、そういった今とても土木建設業というのは仕事が少ないという日々そういった苦情が多いんですけども、この地元を使ってほしいというような観点のお話をいま誰がどのようにされているのかわかりますか。

企業誘致推進室主幹

これは通常、企業誘致いたしましたときに建物を建設なさる前に必ずお願いをしていることでもございますが、今回も私のほうからトラック協会の総務課のほうにできる限り地元事業者の活用をお願いしたいということをお伝えいたしまして、それについては十分にご理解をいただいているというふうに考えているところでございます。

小幡委員

公共工事もそうですけどもこういった地元企業を優先的にできる限り使ってくださいよというのはいいんですが、その後の精査、何%ぐらい地元の企業が使われたかとかいうのを過去の事例として本市は調べていますか。

企業誘致推進室主幹

何%と言われると非常にあいまいなご答弁でございますが、私が担当になりまして以降はかなりの割合で地元事業所をご活用いただいているというふうに理解をしているところでございます。

小幡委員

本議案から外れますがね、こういった売却依頼の公共工事、よく地元ということを、企業を使ってくれということを言ってますが、本市が発注する公共工事でもね、他の部局もそうですが、市在住の業者を金額にするのか工事量にするのかは別にして、これぐらいの地元への貢献があったとか何%ぐらい、100とした場合の50%は地元を使っていただいたとか、そういった精査、調査もしくは報告もね、今後していただきたいということは、これは要望として申しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第73号 土地の処分(平恒地区工場適地)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第74号 土地の処分(飯塚リサーチパーク)」を議題といたします。執行部 の補足説明を求めます。

企業誘致推進室主幹

「議案第74号 土地の処分(飯塚リサーチパーク)」について補足説明をいたします。

議案書の41ページをお願いいたします。株式会社九電工は九州を営業基盤とし、11の支店と111の営業所により電気設備工事等を行っている企業であります。現在の飯塚営業所は市内川津に位置しておりますが、平成18年度、その管轄エリアが嘉飯地域から直方営業所の配電エリアである直鞍地域にまで拡大し、既存用地が手狭になったため、新たに用地を取得する必要があり、現在の所在地からも近い飯塚リサーチパーク第8区画、約11,000平米のうち、南側約6,000平米の取得を希望されました。

飯塚リサーチパークは当初、研究開発型企業、情報系産業等の集積を図る目的でありましたが、土地売買が進展しなかったため、平成11年度に第7、第8区画については業種拡大を図り誘致活動を行ってきたところであります。

今回、土地取得の申し出があっている株式会社九電工の事業内容は、日本標準産業分類では リサーチパークへの誘致対象業種ではございませんが、担当課といたしましては税収の確保、 地場企業の市外流出の防止、市民の雇用の場の確保、地場産業の振興といった観点から、地方 自治法施行令第167条の2第1項第2号により、飯塚リサーチパーク第8区画 6,000.15平米を株式会社九電工に随意契約により売却したいと考えております。

分譲面積は6,000.15平米、分譲単価は平地で平米19,000円、法地で平米1,900円、売買価格は1億405万7319円でございます。

株式会社九電工は、本社が福岡市南区那の川1-23-35、設立は昭和19年、資本金は79億188万円5月31日末での従業員数は5.828名でございます。

なお、社屋等の建設にあたりましては、出来うる限り地元事業者を活用いただくよう、お願いしております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

73号に引き続き、74号もお尋ねいたします。議案第74号の今回の飯塚リサーチパーク 第8区画の売却なんですけども、これも同じく土地の売却に至るまでの経緯をお願いします。

企業誘致推進室主幹

まず最初は昨年の平成22年12月28日でございます。九電工から用地取得の打診がございました。年明けまして本年4月21日に口頭で用地取得の申込みがございました。6月21日に第8区画のうち南側の約6,000平米で分譲できないかというご相談がございました。7月26日に社内で正式に譲渡の申込みを決定なさっておられます。それをふまえまして、8月2日現地で関係者と境界立会をいたしまして、8月4日土地譲渡申込書の提出がございました。それを受けまして翌8月5日企業誘致推進会議で決定をいたしまして、8月11日不動産売買仮契約書の締結をいたしまして、この議会への上程といった経緯でございます。

小幡委員

そういった経緯で売却するということですが、先ほど説明の中でリサーチパークの目的ですね、当初の目的、これは研究開発型の企業を誘致したり情報系産業等の集積を図るということで、リサーチパークもしくはアメニティパークでしたか、は分譲されたわけなんですけども、過去十数年間確かに土地は売れませんでしたね。43ページにまだ第1、第2、第3、第5、今回の物件と残地が残っておりますが、第8区画もこれは分筆して九電工さんに売却をいたしますが、同じ第8区画の残地、これにつきましての価格と売却条件等はありますか。

企業誘致推進室主幹

価格につきましては今回と同様平米19,000円というところで考えております。条件といたしましては現在の用途地域は準工業地帯でございますので、それに合致いたしましてなおかつ本市に対しまして有益なお申込みであれば、積極的に売却をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

小幡委員

一般財産の取扱いになっておりますけども、もともと工業団地を造った経緯があります。当時のこの土地の原価、工事費、支払利息、そういった関係について、わかりましたらここで公表してください。

企業誘致推進室主幹

リサーチパーク全体の概要でございますが、造成に関しましての総事業費は38億9200万円、それから土地売却収入が現在までのところ1億5100万円、それから起債の償還に伴う交付税措置の分が5億8600万円、合計で7億3700万円が収入ということになっております。

小幡委員

事業費、なおかつ支払利息等がかかっておりますよね。過去に2区画が売却できて約1億5100万円の収入があったと。今回が1億400万円等があるということで、現時点では直接土地の売却益というのは2億円強ということですよね。一般財源になっているということは、いま言われました当初の原価40数億円、これがもう今は負債としては残っていないということであれば、一括返済、償還をされたということでしょうか。もしそうであれば、金額といつその処理をされたのか、わかりますか。

企業誘致推進室主幹

起債を起こしました後、その返済につきまして順調に実行いたしまして、現段階では残りがないという状況でございます。

小幡委員

起債を起こしましたよね。順調にと言われましたけども、売却益を無視したところで一応返済を十数年かけて終わらせたと。ですから現在は40数億円かかったけども、債務的にはないという考えでよろしいですか。

経済部長

リサーチパーク事業に伴います起債借入れにつきましては、委員ご指摘のように起債を一旦いたしました。通常ですと、例えば10年償還であれば10年かけて償還するわけでありますが、質問者からご指摘のとおり、この事業がちょうど平成の初めですね、バブル期に用地を購入いたしておりまして、当初を起こしました起債が5%以上の非常に利息の高い起債でございました。でありますから、起債の利子の軽減を図るために繰上償還をいたしております。その繰上償還によりまして発生いたしました利息ですね、これは通常よりも安い利息というふうに考えていただければ結構なんですけども、繰上償還に伴って支払った利息の総額は約10億円ございます。

小幡委員

いま部長の説明を受けますと、まあ事業費に38億円強かかりまして繰上償還にかかった当時の利息が約10億円ぐらいと。ですから合計約48億円が原価ですね、基本的にはね。今から九電工に売却する、あと残りの残地も売っていくということで、通常一般的には原価マイナス売却益ということで収支が取れるんでしょうけども、基本的には完全な大赤字ということですね。これはあくまでも今の執行部、もちろん市長が赴任される以前の話ですけども、こうなりますと残りの残地を少しでも早い時期に早い価格で売却していくべきかと思いますが、73号につきましても質問しましたが、今回のこの九電工に売却する土地の売却益が約1億400万円入ってくると。相当します固定資産税の税収、年間どれぐらいか想定されてますでしょうか。

企業誘致推進室主幹

先ほどと同様でございますが、建物に関しましては現段階では何とも申しわけようがございませんが、土地に関しましては公表されております路線価から推測いたしますと、年間約

90万円ほどの税額になるのではないかというふうに考えております。

小幡委員

わかりました。90万円ということですね。先ほどもお尋ねいたしましたけども、この売却の条件は他にどういった状況を付けられておりますか。

企業誘致推進室主幹

先ほどと全く同じ条件でございまして、3年以内に建物を建設、あるいは10年間の転売の禁止といったところでございます。

小幡委員

はい、わかりました。ダイヤ機械跡地と同じ条件ということですね。

では最後に同じ質問になりますが、この九電工さんに売却する土地にも建物が将来建ちます。 造成等も含まれてますでしょうけど、やはり地元の企業を優先的に使ってくださいというお願 いをなさっているそうですので、九電工さん自体は本市の指名業者でもありますし、極力地元 の企業を活用していただけるように再度お願いしていただきたいという要望で、質問を終わり ます。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

先ほどの小幡委員の質問と重複するかもわかりませんけれど、これは幸袋工作所の跡地を市が購入して、情報関連の企業を誘致したいというような目的でその当時はですね、そういう時代背景がありましたので造成していったというふうに記憶しておりますけれど、それからいろいる努力されて何社か企業誘致等されてきたと思いますけれど、結果としてあと4区画残っておるわけですね。この間造成されて、この間、今回もそうですけれども、九電工さんが当初の考えていたような情報関連の企業とは業種がちょっと違うわけですね。それはもう売るがためにいろいろ企業誘致の業種の幅を広げてきたという経緯は承知してますけど、どうなんですかね、引き合いが現在あっているのかどうかが1つ、それとともに飯塚市は以前合併する前からトライバレー構想を持って、現時点でもいろいろニーズ会とかいろいろ開催しながらいろいろ企業立地については努力されておるんですけれど、企業誘致にしてもね、努力されておりますけどね、結果として、どうでしょう、現在の日本経済の中で置かれている飯塚市の状況を鑑みて、このままこの土地が企業誘致ができていくのかどうか、その辺の見解を現在と将来とどういうふうに考えられておるのか、お尋ねいたします。

経済部長

質問者のご指摘のとおり、本市は先端技術産業や情報系産業の研究開発型企業の集積を図ることを目的にこのリサーチパークを造成し、その後企業誘致に努めてまいりました。この間、確かにご指摘のとおり、現在区画の残地につきましてはまだ企業立地が実現いたしておりませんが、このリサーチパーク内に設置をいたしております福岡ソフトウェアセンター、それからトライバレーセンター、1社ワールドプリンティングという企業が入居いたしておりますけども、現在この3つの区画の中に23社、これはIT系の企業を中心とする企業分でありますけども、23社、164人の雇用創出がされております。でありますから、目的であります先端技術産業、それから情報系産業、それから企業の創出という視点ではですね、一定の成果が出ているのではないかという判断はいたしております。しかし、いかんせん整備をいたしました区画が現状としてまだ数多く空いているという状況は否めないところでございます。

ご質問の、今後における飯塚市にそうした研究型開発企業の誘致が可能なのかどうなのかということでございますが、全国的にこうしたリサーチパークへの立地の状況を見てみますと、飯塚市のようにいわゆるビル型でない、いわゆるパーク型と言われるところについては全国的に非常に苦戦をしているという現状はございます。これは同様飯塚市も同じ状況でございまし

て、福岡市のようにビルの中にリサーチパークを整備しそこに貸室という形で誘致を促進しているところは全国的に非常にうまくいっているところもございますが、こうしたパーク型は全国的に見ましても厳しい状況が続いております。そうした状況、それから現在の経済情勢、それから企業の立地の今後の見通しなどを見ましても、今後飯塚市に研究型の企業が誘致できるのかということにつきましては非常に厳しい状況には変わりがないというふうに判断をいたしているところでございます。でありますから、今後は先の委員会でもご報告いたしましたように、このリサーチパークの用途の変更などもですね、検討しながら、分譲対象業種の拡大ということも視野に入れながら誘致活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

道祖委員

もう全く引き合いはないというふうに理解していいですか。

経済部長

研究型の企業ということに限っては、現在のところ引き合いはございません。

道祖委員

ということは、それ以外はあるということですか。

経済部長

それ以外と申しますと、リサーチパークとしてですね、適当であるかどうかは別といたしまして、例えば街路に面しておりますので商業施設を立地の候補地として検討しているので、そうした用途で売却してくれないか、貸してくれないかとかいう引き合いは複数ございます。

道祖委員

なぜお尋ねしてるかというと、どうもこの頃新聞等をいろいろ見てて福岡市のほうに全部半導体関連もロボット産業関連も全てやはり博多方面に、福岡方面に集約されていってるような感じがするわけですね。やはり北九州はエコタウンに見られるように環境型、そして最先端は福岡。どうも筑豊は置いていかれてるような感じがするわけですね。努力はされてるんでしょうが、結果として今日までそういう状況が続いておると。この際やはり幅広く用途変更を考えたほうがよろしいんじゃないかなと。もうニーズがここにないんではないかと。当初の時代背景をもってここに先端産業、情報関連の企業をというふうに思って随分頑張ってきたわけですけれど、結果としてやはり出てないと、結果がですね。であるならば、もういつまでもそこを狙っていくのが正しいのかどうか、全体的にやはり企業誘致のあり方の中で、まちづくりの中でやはり見直しが必要になってきているんではないかと思うんですよね。

参考のためお尋ねしますけれど、この第1区画の道路を挟んで反対側の高台に学校がありましたでしょう。学校があってそれが確か造成されて住宅分譲地に替わるというふうに聞いておりますけれども、その辺の動きを見ていたらまだ住宅地としての可能性はあるんですか、この辺は。

企業誘致推進室主幹

先の7月の本委員会にご報告を申し上げましたとおり、第1、第2、第3区画につきましては現在研究開発の地域指定と用途地域の変更の手続を行っているところでございます。完了いたしましたら来年の3月、順調にいきますとそれくらいになるんではないかと思っておりますが、第1、第2、第3区画につきましては隣接しております影響もございますので、住宅地としての今後の売却といったものを視野に入れてまいりたいというふうに考えているところでございます。

道祖委員

今回九電工に払い下げるということであるならば、もう全く私は当初の意味合いはここにな してきていないような感じを受けますから、今お答弁いただきましたけど早く売る方向で考え ていかれた方が、全区画ですね、よろしいんではないかというふうに思ってますので、よろし く取り組みをお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第74号 土地の処分(飯塚リサーチパーク)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第79号 市道路線の廃止」及び「議案第80号 市道路線の認定」、以上

2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

「議案第79号 市道路線の廃止」、「議案第80号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書52ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回廃止する路線は、2路線、延長375.1mでございます。

路線明細の左端に記載しております一連番号1番、2番の路線が開発行為に伴う認定替えにより廃止の予定となっています。なお、路線箇所は53ページに記載しております。

続きまして、議案書54ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路 法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は、1路線、延長770.1mでございます。

路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線が開発行為に伴う認定替えにより路線認定を行うものです。

路線箇所は、55ページに記載しております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第79号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議題中、「議案第80号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決すること にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第81号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

上下水道部総務課長

議案第81号 専決処分の承認の補足説明をいたします。

平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、地方自治法第

179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い承認を求めるもので ございます。

別冊になっております平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算書(第2号)の1ページをお願いします。資本的収入といたしまして、120万7千円を減額いたしまして、予算の総額を14億5632万3千円とするものであります。

資本的支出につきましては、121万4千円を減額いたしまして、予算の総額を20億 9545万4千円にするものであります。

今回の補正は、浸水対策事業における浦田第一雨水幹線整備工事に伴うもので、国、県、JRとの協議により工事請負費及び負担金を補正するものです。

2ページをお願いします。浦田第一雨水幹線整備工事負担金につきましては、JRとの協議により3カ年の基本協定を締結する必要が生じたことから、債務負担行為を追加するとともに、4ページの下段に記載しておりますように、設計見直しにより今年度予算を5591万4千円減額するものであります。

また2ページに戻っていただきまして、浦田第一雨水幹線整備工事につきましては、23年度から24年度までの2カ年で工事を行うための債務負担行為を設定しておりましたが、東日本大震災に伴う国庫補助金の調整のため、債務負担行為を廃止し、4ページ、下から2段目に記載のとおり、23年度工事として5,470万円増額補正を行うものであります。

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

確認でございますけれど、JRとの協議は3カ年協議の関係でということでしたけれど、結果としてこの完了予定、最終完了予定は何年の何月か、これだけ確認させてください。それとともに、それは今度の補正で変わることがないのかどうか、変わったのかどうかですね。

土木建設課長

浦田第一雨水幹線整備工事の工程についてですが、平成22年度から工事に着手し、今年度についても現在発注しております。今後、随時工事を実施し、平成27年度の完成を目指しております。今のところ変わっておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第81号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号))」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第16号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第17号 平成 22年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上3件を一括議題といたします。執行部に補 足説明を求めます。

上下水道部総務課長

「認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「第16号 平成22年 度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「第17号 平成22年度飯塚市下 水道事業会計決算の認定」について、一括で補足説明をいたします。

まず「認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定」につきましては、別冊になっております決算書の1ページをお願いします。決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は20億7219万6964円となりまして、予算に対し5万36円の減収となっております。また、支出の決算額は19億7718万8952円となりまして、7131万3048円の不用額が生じております。主な要因といたしましては、原水及び浄水費の委託料の入札残、電気料金、薬品費、受託工事及び資産減耗費の減少によるものです。

次に、2ページの「資本的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は1億6894万695円となりまして、予算に対し1354万6305円の減収となっております。減収の主な要因といたしましては、継続費として予算に定めておりました高度浄水施設整備事業の翌年度への逓次繰越に伴いまして、その財源としております企業債及び出資金等が減収となったものであります。

また、資本的支出の決算額は8億3475万4765円となりまして、翌年度繰越額1000万円を差し引いた不用額は、7724万8235円となっております。これは、各事業の工事請負費の減少によるもので、主な要因は入札残等により減少したものであります。

次に3ページをお願いします。損益計算書でございますが、決算の結果4ページの下から3段目に記載しておりますとおり8161万8369円の当年度純利益となっております。当年度純利益の主な要因は、平成22年から収納業務を民間委託した効果と猛暑による水道使用料の増によるものであります。前年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、当年度未処分利益剰余金は2億4828万816円となっております。

以上が決算の概要でございますが、15ページから39ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に「決算収支総括表」などの決算資料を提出しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、「認定第16号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」について補足説明をいたします。

決算書の41ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は1905万301円となりまして、予算に対し5万699円の減収となっております。また、支出の決算額は3441万5567円となりまして、153万8433円の不用額が生じております。

42ページをお願いします。「資本的収入及び支出」でございますが、支出の決算額は 299万6836円となりまして26万4164円の不用額が生じております。

次に43ページの損益計算書でございますが、決算の結果、44ページの下から3段目に記載しておりますとおり、1549万2616円の当年度純損失となっております。また、前年度からの繰越欠損金を加算した当年度未処理欠損金は1億7176万7470円となっております。

以上が、決算の概要でございますが、51ページから59ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に「決算資料」を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、「認定第17号 平成22年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」について、 補足説明をいたします。

決算書の61ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は13億2123万6922円となりまして、予算に対し742万7922円の増収となっております。これにつきましては、県補助金等の増によるものです。

また、支出の決算額は11億8788万8970円となりまして、3262万2030円の

不用額が生じております。主な要因といたしましては、営業費用、管渠費の工事請負費、処理 場費の委託料、修繕費及び減価償却費の減少であります。

62ページをお願いします。「資本的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は 16億518万7409円となりまして、予算に対し1億8595万8591円の減収となっ ております。減収の主な要因といたしましては、補助対象工事等の繰越等によりその財源とし ております企業債、国庫補助金等が減収となったものであります。

また、資本的支出の決算額は23億527万3694円となりまして、翌年度繰越額1億1043万円を差し引いた不用額は5715万3306円となっております。これは、施設改良費の工事請負費等の減少によるもので、主な要因といたしましては、工事請負費の入札残等による不用額であります。

次に、63ページの損益計算書でございますが、決算の結果、64ページの下から3段目に 記載しておりますとおり、9166万9304円の当年度純利益となっております。

以上が決算の概要でございますが、73ページから96ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に決算資料を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思います。資料要求はありませんか。

道祖委員

監査委員の意見書の中で、不能欠損について一部指摘があっておりますね。その指摘に対して、どういう指摘があったのか、そして今後の対応をどうしたのか、そういう対応策が講じられた資料等があれば資料として提出していただきたい。

委員長

執行部にお尋ねいたしますが、ただいま道祖委員から要求があっております資料は提出できますか。

上下水道部総務課長

いま要求のありました資料につきましては、提出させていただきます。

委員長

おはかりいたします。ただいま道祖委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

なお資料については準備が出来次第、事務局より各委員へお知らせいたします。

他に資料要求はありませんか。

(他になし)

おはかりいたします。本案 3 件は、慎重を期して閉会中に審査するということで、いずれも 継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の5件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

農業土木課長

工事請負変更契約についての報告をいたします。お手元に配付しております資料をお願いいたします。 1番の井の口(ため池)災害復旧工事でございますが、原契約金額に155万2950円を増額いたしまして、変更契約金額を7351万2600円とするものでございます。

変更の主な理由につきましては、崩壊した山腹部分の土砂掘削を進めていましたが、当初に 想定していました崩壊線がより深い所にあったため、切土の計画線を現況の崩壊線まで変更し たもので、排出土及び種子吹付工を増額するものでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負契約について」、報告を求めます。

上下水道部総務課長

上下水道部から工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付しております資料により報告いたします。

この工事は条件付き一般競争入札で実施をしております。入札執行状況につきましては業者 選考委員会において条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき要件等を付して入札 を行いました。

資料の浦田第一雨水幹線整備(2工区)工事は土木 ランク工事で、8月29日に入札を行いました。その結果は、予定価格1億346万4900円に対しまして落札額8794万4850円、落札率84.99%で株式会社坡平産業が落札いたしました。

なお、今回の入札につきましては、20者の同額入札でありましたので、地方自治法施行令 第167条9によりくじ引きの結果で落札者を決定しております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

上水道課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております資料をお願いいたします。 堀池浄水場浄水施設新設(土木)工事でございますが、原契約金額に231万1050円増額 いたしまして、変更契約金額を1億722万7050円とするものでございます。

その主な理由は、配水地築造にあたり掘削工事において土質不良による掘削法面保護のために大型土のうの設置を行うとともに、掘削断面に湧水が多く流出したため水替工を行うため増工をするものでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

下水道課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております資料をお願いいたします。 片島ポンプ場雨水滞水池新設(土木)工事でございますが、原契約金額に1826万 7900円増額しまして、変更契約金額を4億365万5700円とするものでございます。

その主な理由は、掘削作業中岩盤に当たり岩盤掘削の増工、また岩盤の亀裂から地下水が多

く流出したため、水替工を増工するものでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「市道上の物損事故発生について」、報告を求めます。

穂波支所経済建設課長

市道上における物損事故発生について、ご報告いたします。お手元に配付しております資料をお願いいたします。本件事故は平成23年9月8日木曜日午後1時20分頃、市道南尾・平恒2号線を南尾方向に向かって草刈機で除草作業をしていたところ、平行に位置する市道 片島・平恒線を桂川から飯塚方面へ向かう相手方車両に草刈機による飛び石が当たり、助手席側のサイドガラスを損傷させたものでございます。この事故によります損害賠償につきましては、現在相手方と交渉中でございます。

今回の事故につきましては、除草作業中とはいえ作業前に現地の状況を十分に把握し工程会議、作業用具の準備・点検など細心の注意を払って作業を行えば防げた事故であります。今後はこのような事故を起こさないよう、当該職員はもとより他の職員につきましても危機管理意識を持たせ、安全管理の徹底を行い、細心の注意を払って適切に業務を遂行するよう指導を行ってまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。